

近世加子母村における烏糴生産・流通と仕法形成

萱場 真仁

はじめに

- 一 加子母村における烏糴生産・流通の概要
 - (一) 烏糴の生産方法
 - (二) 烏糴生産・流通と御山守
 - 二 近世中期における加子母村の烏糴生産
 - (一) 生産場所の見廻り
 - (二) 柚頭助左衛門・利左衛門の烏糴生産
 - 三 烏糴生産の仕法形成
 - (一) 問題の発覚
 - (二) 仕法の策定
- おわりに

はじめに

尾張藩領木曾山は、信濃国筑摩郡と美濃国恵那郡の山々を総称した広大

近世加子母村における烏糴生産・流通と仕法形成

な森林地帯のことを指す。従来尾張藩領の森林に関する研究は、この木曾山から伐り出される良質なヒノキなどを用いた御用材の生産や、寛文・享保の林政改革との関わり、さらには伐り出しに際しての組織構造や伐木技術などに関する研究を中心に進められてきた。⁽¹⁾

なお、木曾山のうち信濃国側を「本木曾」と呼ぶのに対して、美濃国側に位置する川上・付知・加子母の三ヶ村は、「裏木曾三ヶ村」と通称されることが多い。しかし、これら村々は史料上「濃州三ヶ村」と記されることがほとんどであるため、本稿でも表記を統一することとした。

これら「濃州三ヶ村」のなかの加子母村に居住していた旧家の一つに、内木家がある。同家は、享保一五年（一七三〇）から明治五年（一八七二）まで、尾張藩の「三浦・三ヶ村御山守」を六代にわたって務めていた家である。「三浦・三ヶ村御山守」（以下、「御山守」と略記）とは、信濃国筑摩郡王滝村に位置する三浦山と三ヶ村の御山を管理する役職で、当主は代々彦七もしくは彦七郎を通称し、嫡子が御山守見習に就任すると、善右衛門もしくは善左衛門と称するのが通例だった。⁽²⁾ 御山守内木家は尾張藩の木曾材木

奉行のもとで、①三浦山の「御境伐明ケ」と御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐の摘発と吟味、④家作見分、⑤「御山見廻帳面」類の作成・送付、⑥村方からの森林利用に関わる諸願の取り次ぎなどの職務にあたった^③。今なお岐阜県中津川市加子母地区に存在する内木家には、約三万点にもおよぶ膨大な古文書類が残されており、このなかには内木家が前述の職務を務めるなかで蓄積してきた、同藩領における森林管理に係るものも多く含まれている。

これら文書を用いて、これまで杉村啓治氏は、尾張藩政との関わりや三ヶ村における藩の献上作物栽培の様相、さらには巢山の保護政策についての分析・検討を加えてきた^④。さらに近年では、太田尚宏氏や芳賀和樹氏によって、宝暦～明和期（一七五一～七二）における尾張藩の御材木仕出のなかで枯損木を活用しながら良木を温存する方策を講じるなど、内木家が森林資源の保続に際しての具体的実践をおこなう過程で、三ヶ村における森林管理の主導権を掌握していったことが明らかにされている^⑤。

このように、同家所蔵文書を用いて尾張藩と三ヶ村の森林の関係や、同藩における森林管理の具体的実践が徐々に明らかになられてきた。しかし、依然として藩の用材や献上物、あるいは貢租として村が納める役木を対象とした分析が多い傾向にあり、村々による森林利用の実態と藩の森林管理との関わりについての研究は未だ蓄積が少ないのが現状である。

筆者はこれまで、前述の御山守の職務のうち主に⑥に焦点を当て、濃州三ヶ村における森林利用と御山守による森林管理との関わりについて検討してきた^⑥。内木家文書を見ると、櫛木・碁盤・鞘木・桶木・盆木地・椀木地・太鼓脚・下駄歯など、多くの林産物が村の人びとの手によって生産されておられ、こうした村の森林利用のあり方と尾張藩による森林管理がどの

ように関係していたのかについて検討を加えていくことは、当該地域の森林利用の実態をより明らかにしていくことにつながると考える。

そこで、本稿では内木家文書を素材にしながら、地域の森林利用の実態と、藩による森林管理がどのような関係にあったのかについて考察することを目的とする。具体的には、近世の加子母村で生産されていた林産物のうち鳥糞に焦点を当て、加子母村で生産された鳥糞の生産・流通の様相と、それに際して御山守内木家がどのように関与していったのかについて明らかにしていきたい。

なお、本文中で史料を引用する際は読点を打ち、旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

一 加子母村における鳥糞生産・流通の概要

(一) 鳥糞の生産方法

まず、本稿で検討対象とする鳥糞について説明しておきたい。鳥糞とは、鳥や虫などを捕らえる際に使用された粘着性の物質のことを指す。近世では一般的に狩猟の際に使われることが多く、糞をあらかじめ鳥がとまる木の枝などに塗っておき、脚に糞がついて飛べなくなるところを捕らえたり、長い竿の先に糞を塗りつけ、それに獲物を直接つけたりして使用した。飛驒国の物産誌である「斐太後風土記」によれば、御嶽から飛驒国竹原郷・下原郷（いずれも現岐阜県下呂市）の村々では、実際にこのような狩猟方法で鳥を捕獲していたことが絵図とともに記されている（図1参照）。

なお、加子母村で生産される鳥糞のなかには、「蠅取」や「蠅取糞」とし



図1 鳥糞を使って狩猟をする様子
 (「斐太後風土記」第19巻〔国立国会図書館所蔵〕より)

て史料上登場することがあるため、狩猟以外の用途で使われていた可能性もある。

一般的に鳥糞は、モチノキなどの樹種を用いて作られる。製造工程としては、まず五〜六月くらいに樹皮を剥ぎ、それを水に漬けておく。すると、樹枝の不要な成分が腐敗して除去され、水に溶けなかった糞の成分だけが残ることになる。この糞の部分をおこす。さらには細かい木屑などを取り除き、より粘着力の強い物質に仕上げるため、軟らかい塊になった糞を水洗いし、これを繰り返し白で搗く作業を三〜四回にかけておこなう。これら作業を経てできあがった鳥糞を水に入れ、場合によっては油も混ぜて

保存するという過程を経て完成する。⁽⁸⁾

加子母村では、主に同村の西股入や渡合と呼ばれる場所で鳥糞が生産された。一年の間での生産時期も、概ね五月初旬〜九月下旬にかけて生産されており、五月初旬に樹皮を剥く作業を開始し、六月頃には専用の池を拵えて樹皮を漬け、七月〜九月下旬にかけて完成した鳥糞を順次樽に詰めて周辺地域へと出荷するというのが基本的な流れになっていた。⁽⁹⁾

後に示す〔史料三〕や〔史料四〕によれば、「もち田陰三相成、もち腐り方悪敷」や「長九尺・巾老間程宛之池を拵、糞皮剥右池ニ而腐シ、鳥糞拵候」などの文言がみられるため、加子母村においても、概ね前述の製法と同じような工程を経て生産されていたことがうかがえる。また、〔史料五〕などで「糞之木」とあることから、樹種についてもモチノキなどが使われていたと考えられる。

(二) 鳥糞生産・流通と御山守

このような鳥糞生産は、加子母村をはじめとする三ヶ村においては、主に柚頭や庄屋などの村役人たちが木曽材木奉行に対して森林利用を願い出すことによって実施された。濃州三ヶ村では御用材の伐り出しを請け負う際に森林を利用する場合、伐り出し場所を事前に入札して使用の許可を得る形態をとっていた。これと同様に、鳥糞や榎木などの林産物生産に際しても、入札制による森林利用が村の者たちに許可されていた。⁽¹⁰⁾

以下に示すのは、文政九年(二八二六)正月に、鳥糞生産にあたって上松にある木曽材木奉行の役所へ提出するために作成された願書の下書である。

〔史料一〕⁽¹⁾

加子母山西股入之内

百五十程

一 鳥糞幾樽程

此銀何程九百九十七匁五分

御運上銀六貫目入樽ニ付、銀六匁六分五厘

右者濃州加子母山西股入之内、日用小屋近辺の渡合近辺之内、鳥糞当年一ヶ年仕出方運上入札積、右之通ニ而落札ニ相成候ハ、御請負仕出可申候、

一 糺仕出方ニ付、入山仕候ハ、右巳前御山守衆へ御達シ申上、御差図請入山可仕候、尤仕出場所小割之儀ハ御山守衆篤と相伺候上ニ而入札可指出旨奉畏候、

一 糺貫目御改之儀ハ山元ニ而御改請可申候、

一 右糺貫目御改之上、糺樽ニ御極印并焼印も御入可被下旨承知仕候、右印無御座糺樽運送仕候儀相頭候ハ、如何様ニも可被仰付旨、若柚日用之内心得を以取計候儀御座候而も、其もの共罪ニ無之、私共不埒ニ可相成候間、其段急度取締付置可申旨奉畏候、

(中略)

一 糺売捌方之儀ハ名古屋・岐阜売之分ハ黒瀬舟積仕、其外苗木・岩村・中津川辺へ惣而木曾筋へも売捌可申ニ付、舟積共御役銀差上候ニ不及、無運上ニ而御通シ可被下候付、山元御運上格別出請入^(辨カ)札積可仕旨奉畏候、

(中略)

一 糺之儀、立木之仮皮剥、一切本切仕間敷旨承知仕候、皮剥跡ニ御

山守衆御極印御入させ可被成旨承知仕候、

一 糺仕出中御山内メリ方之儀ハ、御山守衆御見廻り諸事御差図可有御座旨奉承知、桧類之儀ハ不及申上、雑木たり共切荒シ申間敷旨奉畏候、

(中略)

一 入札積之儀、尤正直ニ積立申候間、仕出中彼是願品等一切仕間敷候旨、兼而承知仕候、右之趣承知仕、証人相立御請負申上候上ハ、如何様之儀出来仕候共、証人引請御請合通急度相勤可申候、以上、

文政九年戊正月

何村 誰 新右衛門
何村証人 誰 三左衛門

上松御陣屋

これによれば、鳥糞生産に際しては、まず生産場所と年数、生産量とそれに応じた運上銀を申し出たうえで入札をおこなう。落札後、生産者は御山守たちの指示をよく聞いたうえで入山すること、糺を詰めた樽を出荷するに際しては麓で樽に極印(確認印)を打つこと、生産中は御山守の指示にしたがい、ヒノキはもちろん、雑木に至るまで伐り荒らしてはならないことなどを木曾材木奉行へ誓約する必要があった。また、鳥糺の原料となる樹皮を剥ぐ際には立木のまま皮を剥ぐようにし、樹木そのものは切り倒さないようにすること、そして樹皮を剥いだ後にその木へ御山守らが確認印を入れることも了承させた。

なお、出荷先については、主に名古屋・岐阜、苗木・岩村藩領、中津川・木曾の各宿場町へと運ばれていたことがわかる。このうち、名古屋・岐阜へ販売する分については、黒瀬⁽¹²⁾(現岐阜県加茂郡八百津町)から舟積され、木曾川を経由して運ばれた。さらに「史料一」で挙げた「鳥糺仕出願

表1 天保14年8月 鳥糞出荷先一覧

宛所(人物)	差出	樽数
中津川村 十八屋空右衛門	加子母村請負 勝治郎	30
苗木領上野村 金治(金治郎)	〃	4
川上村 浅吉	〃	1
合計樽数		35

表2 天保14年9月 鳥糞出荷先一覧

宛先(人名)	差出	樽数
中津川宿 政兵衛	加子母村	16
中津川宿 伊兵衛	〃	2
大井宿 弥兵衛	〃	3
岩村領中野村 権蔵	〃	4
土岐郡池田村 空吉	〃	4
岩村城下 嘉蔵	〃	8
岩村城下 六左衛門	〃	8
苗木領上野村 仁兵衛	〃	1
苗木領堀川村 利兵衛	〃	15
細目村黒瀬 清九郎	〃	12
付知村 安五郎	〃	1
付知村 三七	〃	1
付知村 倉二郎	〃	1
加子母村にて売捌	〃	3
合計樽数		79
苗木領上野村 金治郎	川上村	29
中津川宿 空右衛門	〃	20
合計樽数		49

※上記表は、いずれも「鳥糞仕出願書留帳」(内木家文書 B09-02-01)をもとに作成。

二 近世中期における加子母村の鳥糞生産

(一) 生産場所の見廻り

書留帳」には、天保一四年(一八四三)の八月～九月にかけて加子母村・川上村で生産された鳥糞の出荷先も記されている。これによれば表1・2に示した通り、中津川や苗木・岩村藩領のみならず、中山道の大井宿などにも出荷されている。ここからは、加子母村で生産された鳥糞が、信濃・美濃・尾張などの周辺地域へ広く流通していたことがうかがえる。

以上みたように、鳥糞の生産にあたっては、事前に生産場所の入札をおこない、木曾材木奉行から許可を得る必要があった。また、生産から出荷までの過程では、逐一御山守の検査を受ける体制が敷かれていた。このような体制は、後述するように、加子母村では明和期(一七六四～七二)から実施され始めた。

内木家文書に「御山方御用并諸事日記」(以下、「日記」と略記)という史料がある。これは、一代目当主である内木彦七武久が御山守としての公務(御山方御用)と日々の生活(諸事)について詳細に書き記した記録で、宝暦一三年(一七六三)から安永四年(一七七五)までの間の計十冊が現存している。¹³⁾ これら「日記」の冒頭には、伊勢暦の写しと「御山見廻度数日記」が

記されており、このうち「御山見廻度数日記」とは、三浦山・三ヶ村山の管理に際し、内木彦七らが実施した見廻り日数とその担当者、そしてそれに同行した人数について書き記したものである。

これを見ていくと、村の鳥糞生産に際して内木彦七らが生産場所の見廻りや樽数の確認を実施した日数や同行人数についても記されており、それをまとめると表3のようになる。表3によれば、内木彦七らによって鳥糞生産場所の見廻りなどがおこなわれるようになったのは明和四年(一七六七)からであった。後述する通り、これは同時期におこなわれていた加子母村の杣頭助左衛門・利左衛門父子による鳥糞生産に関連しての動きである。生産を実施している場所の見分については息子の善右衛門が担当することもあったようだが、糞を樽に詰めて出荷する際の確認は、必ず御山守である内木彦七が立ち会って実施して

表3 「御山見廻度数日数」の鳥糞関係項目

年	開始月日	終了月日	担当者	同行人数	実施内容	備考
明和4年(1767)	5月20日	5月22日	内木彦七	3	(西股入鳥糞仕出場所見分カ)	史料損傷あり、一部の み判読可。
	6月25日	6月26日	内木善右衛門	2	西股入鳥糞仕出場所見廻／樽 木引渡	
	9月18日	9月19日	(内木善右衛門カ)	2	(西股入鳥糞について諸見 廻カ)	史料損傷あり、一部の み判読可。
明和5年(1768)	6月2日	6月4日	内木彦七	3	西股入鳥糞仕出場所見廻	
	7月28日	7月28日	内木彦七	1	西股入鳥糞樽数改	
	8月17日	8月19日	内木善右衛門	3	西股入鳥糞仕出場所見廻	左記動向人数に加えて 弥三八という者も1名 動向している。
	9月10日	9月10日	内木彦七	1	西股入鳥糞樽数改	
明和8年(1771)	8月26日	9月3日	内木善右衛門	7	熊洞山御材木株木口印入／鳥 糞仕出し諸木場見廻り	
	9月1日	9月1日	内木彦七	1	西股入鳥糞樽数貫目改	
明和9年(1772)	5月29日	5月30日	内木善右衛門	2	西股入鳥糞仕出場所見廻	
	8月29日	9月2日	内木善右衛門	3	加子母山西股入鳥糞仕出諸木 場見廻り	
	9月2日	9月2日	内木彦七	1	西股入鳥糞樽数貫目改	

いたことが表3からはうかがえる。

なお、樽に詰めた糞を検査する際には「木口印」が用いられた。「木口印」とは、鑄鉄の打刻面に文字が刻まれたハンマー状の道具で、通常は伐採可能な樹木の表面に叩きつけて打刻したり、伐採が終了した株木に打刻したりして使用することが多いが、今回のように鳥糞や木地物を出荷する際に番所を通行させるための許可印として使用される場合もあった。

(二) 杣頭助左衛門・利左衛門の鳥糞生産

内木彦七父子によって鳥糞の生産場所の見廻りが開始された明和四年、加子母村で鳥糞を生産していたのは、杣頭助左衛門・利左衛門であった。両者は明和三年正月に木曾材木奉行に対して、五年の期限付きで加子母村西股入での鳥糞生産を願ひ出ている。⁽¹⁶⁾ 願書の内容については、既に前掲註(14)で紹介しているため詳細は省くが、助左衛門父子は明和元年(宝曆四年)に川上村での御用材の伐り出しを担ったものの、雪中での御用だったため経費が高んでしまい、多くの借金をしてしまっただけで、借金返済と自身の生業を成り立たせるべく、五年間の鳥糞生産をおこないたいと願ひ出たのであった。⁽¹⁷⁾

助左衛門らの願書は庄屋・組頭・頭百姓らの連名付きで木曾材木奉行へと送られ、同年三月四日に木曾材木奉行から内木彦七に対して、両者の願ひ通り生産を許可して良いか問い合わせがあった。⁽¹⁸⁾ 彦七はこれに対し、三月一四日に以下の通り回答している。

(史料二)

去ル四日付之尊書同七日相届拜見仕候、然ハ加子母山ニ而鳥糞仕出度

旨加子母村助左衛門御願申上候、右願之通被仰付候而差障候筋無之哉、場所見分仕否之儀申達候様、仍之願之帳面沓冊被差遣之候、追而返上仕候様被仰付、尊書之趣承知仕、右沓冊此度返上仕候、

一 当春ハ雨遠ク御山内いまた雪深ニ而滑リ居申候而通路自由ニ相成不申、殊更私儀去冬今乍憚痛所御座候付、嶮咀之場所見分難仕、善右衛門差遣見分爲仕申候、西股入之儀広キ御山内之儀ニ御座候得ハ、悉ク見分難仕、所々見分仕候処、繻木種も多相見候由、勿論大木ニ相成候而も御停止木并雜木坏とハ違ひ、生立悪敷木品ニ御座候得ハ、本切等仕候而も御停止木等ニ指障リ申儀も有御座間敷様相見候由、然上ハ追倒等も出来仕間敷哉と奉存候、右ハ御運上等も差上候儀ニ御座候得ハ、願之通被仰付可然方ニも可有御座候半哉と奉存候、以上、

三月十四日

内木 彦七

日 兵次郎様

倉 藤右衛門様

彦七は、この春は深雪であることに加え、自らも身体を痛めてしまったために願い出があつた場所の見分が困難である旨を伝えた。そのため、息子善右衛門に同場所の見分を実施させたところ、西股入全域の見分はできなかったものの、所々に「繻木種」が多く生育していることが判明したという。これら樹種は大木であつたとしても「生立悪敷木品」であるので、根元から伐採したとしても御停止木などには支障が出ないだろうと彦七らは判断した。加えて、運上銀も上納するということであれば、助左衛門らの願い通り鳥糞生産を許可して良いのではないかと述べている。

助左衛門・利左衛門の鳥糞生産は、彼らの主要な生業というわけではな

近世加子母村における鳥糞生産・流通と仕法形成

く、一時的な生活補助の手段として願い出たものであつた。内木彦七らも、生産に必要となる樹種が御停止木などに支障が出ないものと判断し、両者の願い出は無事許可されることとなつた。

以後、助左衛門・利左衛門の鳥糞生産の様子が彦七の「日記」にも散見されるようになる。これは内木彦七らも鳥糞生産に関与していたことを裏付けるものであろう。以下に、明和五年「日記」にみられる助左衛門父子の鳥糞生産に関する記事を例示してみたい。

〔史料三〕²⁰⁾

a. 六月二日条

八ツ比渡合小屋着、にこり谷渡迄文次郎迎ニ来ル、当年もち山支配致シ居申由、当年ハ鹿籠又悪隠シ畑、右三谷ニ而もち皮仕出候由、与惣洞松尾へも相越候処、山場わろくもちも都合悪敷候付、是へハ杣入不致よし文次郎申聞候、暫休ミ候而、もち田見分相越、此申利左衛門相願候通、もち田陰ニ相成、もち腐リ方悪敷候間、榎枝打被仰付被下候様嘉右衛門・文次郎相願候付、則附添居申候而、榎四本同細木三本地際合式三間通り之内親木之痛ミニ不相成様枝打差免シ、文次郎外ニ沓人ニ下させ申也、加子母人足ハ婦ル、二渡リ作次郎木曾へ相越候由ニ而来ル、木曾も追々所々杣入有之候由、川上弥、野尻彦左衛門御受合候由、大川出水ニ差支居申候噂之由作次郎申聞候、夫ハ同人ハ加子母へ行也、もち山ニ人数拾五人居申候よし文次郎申聞候、もち田數十ヲ右之内八ツニ一盃もち皮田ニ漬有之也、右田式間位より五間位之田也、

b. 六月四日条

繻樟蓋底ニ相成候羽沓本相渡呉候様ニと文次郎相願候付、近所ニ而見

立巻本本切可申候、重而見分可申候、尤追倒木等無之様見計本切候様申付候、惣体火之元第一二仕、木場ニ而も御停止木ニ堅ク障り不申様、杣共へ精々申付候様、文次郎ニ申渡スナリ、

c. 七月二八日条

四ツ前比嘉右衛門迎ニ来ル、利左衛門も夕べ遅々帰候よし、嘉右衛門ニ木口印為持出立、中切へ行也、助左衛門・利左衛門吸物・酒出ス、夫合もち樽数相改也、正味五貫目入六拾九樽、嘉右衛門・作次郎ニ木口印入させ申候、蓋三三ツ、ケ輪三三ツ宛為打申也、則利左衛門右樽ニ書付致ス也、夫合追々今日持出ス筈之由、内四拾式樽ハ苗木・中津川へ出し売申筈ニ而、加子母より福岡迄送り申筈、式拾七樽ハ黒瀬へ出し、船積名古屋へ出シ売申申之由、則書付も利左衛門差出也、夫合鑑鈍拵出シ緩々給候而帰ル也、利左衛門ニもち師勘六と申者居申候而逢申候、同人今日渡合へ相越也、利左衛門ニ半紙巻帖借り、嘉右衛門ニ為持帰ル也、同人帰便又四郎呼越、今日もち樽相改相渡候、木口印無之樽持送不申様村方へ申渡候様、庄やへ申遣ス、兼而申渡置候人足五人、明日差越候様申付遣ス、今日改受候もち樽之外、少も売申中間敷段一札案文認、升屋へ又四郎ニ為持遣ス也、

d. 九月一〇日条

雨天也、此朝善右二月額為刺申候、五ッ過比安左衛門迎ニ来リ、則木口印為持出立、升屋へ行、先達而坂東金甚蔵来リ居申候而、同人相伴にて鮎・吸物・酒出ス、夫より麴樽相改ル、最前相改置候六拾九樽之内三樽もちふき出し取扱相成不申、無是非外樽へ入替候由、断申聞候、仍之右明キ樽三ツ木口印為割、入替候樽ニ木口印入相渡ス也、此度改受可申樽六拾九樽相改、安左衛門ニ木口印為打申也、此度ハ六拾九樽

共黒瀬船積名古屋へ出し可申旨助左衛門申聞候、夫合甚右衛門・助左衛門相伴ニ而鑑鈍出し給申ナリ、緩々はなし居申候而安左衛門つれ帰り、右六十九樽細目江之送り書相認、安左衛門へ相渡遣ス也、

まずa六月二日の傍線部の記述によれば、利左衛門は「もち田」が陰になつて樹皮の腐り方が悪くなつてしまつたので、陰を作る原因となつていたサワラの枝打ちを彦七に依頼していただようである。彦七はこれに応じて、利左衛門の代人である文次郎や嘉右衛門らとともに、生産場所である西股入の見分とともにサワラの枝打ちを実施している。a傍線部によれば、麴の原料となる樹皮を漬ける池のような場所を「もち田」と呼んでいたようである。また、利左衛門の「もち田」は数十箇所におよんでいたことがうかがえる。また、利左衛門の「もち田」の規模が二間から五間くらいのものであったことも併せて記されている。

二日後のb六月四日には、麴を詰める樽の蓋底にするクヌギを文次郎が要求してきたので、生産場所の近くにあるクヌギを一本伐採する許可を出している。その際に、彦七は追倒木などが出ないようにしっかりと見定め、たうえて伐採を実施すること、火の元を嚴重に管理し、木材集積場でも御停止木に支障が出ないようにすることなどを杣たちにも徹底させるように文次郎へ伝えている。

cの七月二八日には、麴を詰めた樽を出荷するに際しての確認作業が実施された。迎えに来た嘉右衛門に連れられて中切の助左衛門・利左衛門宅へやつて来た彦七は、前半の傍線部に示した通り、全六九樽の麴樽の検査を実施した。これら麴樽は、四二樽が苗木・中津川へと送られ、二七樽が黒瀬から名古屋へ送られるとのことであった。検査を受けた樽には、蓋と側面にそれぞれ三つずつ木口印を打刺させている。彦七は、後半二箇所

の傍線部に示した通り、木口印のない樽を発送したり販売したりすることがないよう利左衛門や庄屋たちに伝達している。

そして九月一〇日には、再び六九樽の繭樽を発送するため、彦七は両者のもとへと向かっている。今回の六九樽はすべて黒瀬湊から名古屋へと送られることだったが、確認の最中、木口印を打刻した三樽から繭が吹き出してしまうという出来事に見舞われた。そのため、その分の繭を別の樽へと入れ替える作業もこのとき実施された。入れ替えに際しては、もともと繭を入れていた樽に打刻した木口印を削らせ、新たに入れ替えを実施した樽に再度木口印を打刻するという作業をおこなった。

a～dは、いずれも前掲表3「御山見廻度数日数」の明和五年の日時と一致しており、内木彦七らが見分を実施した際の、具体的な状況がわかる。cの記事で助左衛門・利左衛門のもとに「もち師勘六」なる人物がいたり、「もち田」を複数設置していたりする点を見ると、助左衛門・利左衛門父子の生産形態や経営規模の大きさもうかがえるが、彼らの鳥糞生産にあたって御山守内木家は、生産場所の見廻りや発送する樽数の確認などを逐一実施していたことがわかる。

なお、助左衛門・利左衛門父子は明和三年から生産を願い出ているため、彼らは同年から既に鳥糞の生産を開始していたものと思われる。しかし、御山守による検査の体制が築かれるのは、管見の限り明和四年以後のことである。

それでは、なぜ明和四年以後にこうした検査体制が敷かれるようになったのだろうか。これは、前年に加子母村で明らかになった問題と、それに対処しようと動いた御山守内木家、ならびに木曾材木奉行らの動向が大いに関係しているのである。

三 鳥糞生産の仕法形成

(一) 問題の発覚

問題が明らかとなったのは、明和三年一月のことであった。以下に示すのは、このとき内木彦七から当時木曾材木奉行であった倉林藤右衛門・日下部兵次郎に提出された上申書である。

〔史料四〕⁽²³⁾

a 最前内木善右衛門儀、加子母西股入御山内見廻候処、出之小路岩小屋谷奥ニ少々之小屋補理、長九尺・巾壹間程宛之池を拵、繭皮剥右池ニ而腐シ、鳥糞拵候様子ニ相見へ、其側ニ而榧生木式本本切、小屋道具又ハ糞搗候杵ニ仕置候由、右榧壹本ハ切株指渡五寸程、壹本ハ切株差渡四寸程、当夏比本切候と相見候、其外西股入御山内所々村方模寄之分糞皮悉ク剥取相見候、

b 一 加子母前御山尾白谷奥、他領御境目今三四町程御山内江入込、榧生木四本最前比本切、不残鋸挽ニ仕、桶師道具ニ而削り候躰ニ相見候由、右四本之内三本ハ切株差渡壹尺程、壹本ハ切株指渡八寸程末木其場ニ御座候、右場所他領江模寄之場所ニ御座候間、若他領分盗取候哉、

c 一 加子母前御山細野御巢山外ト栩山と申所ニ而桧式本当夏比本切、家木等ニ仕候様相見へ申候、右壹本ハ切株指渡壹尺程、壹本ハ切株指渡六寸程御座候、此場所村方模寄之場所ニ而御座候、右背切又ハ糞拵候儀共村方吟味仕、一札差出候様加子母村江申渡置

べて書き上げるのは憚られ、非常に迷惑なことでもあるので、これ以後の吟味書の提出は断ることにしたいと述べている。

さらに、加子母村の者が付知村で鳥糺を購入し、苗木藩領へと販売しているという噂や、西股入の道筋で付知村の者が鳥糺と思しきものを持参していたという情報があったため、彦七は付知村の庄屋・組頭たちに対しても調査を依頼した。ところが、これも「糺仕出人・売人共相知レ不申旨」の口上書が提出され、判然としなかった^(d)。

彦七によれば、先述した加子母村の彦十という者は、一〇年前から鳥糺を許可なく生産し続けており、三年前に一度名古屋の役所へ呼び出されて「御叱」を受けたが、その後も生産を続けていたという。その影響もあつてか、近年加子母村では「鳥もち仕出し、所々江売出候者共大勢御座候」という状況だったとしている。加えて、加子母村の者たちはこのところ自分勝手に振る舞うようになり、「御上をも不奉恐取計ひ」になっていることも併せて指摘した。こうした状況を踏まえ、内木彦七はこのままでは今後どのような背伐行為がみられるかもわからないので、この件に関して取り締まりを強化すべきであると、倉林藤右衛門と日下部兵次郎に進言したのであった^(e)。倉林・日下部両名は、一二月二日にこれら事態を把握した旨を回答し、これ以外にも気になることがあれば遠慮なく申し出るように伝えている⁽²⁵⁾。

ここで注目したいのは、この時期に村内の多くの者が許可なく森林を利用して鳥糺の生産・販売をしており、それが「御上」を憚らないほどの行動になっているという点である。先に示した加子母村の庄屋から彦七へと提出された断書を見ると、村の者たちが問題行為として捉えていたのはあくまで「御停止木」の盗伐であり、鳥糺の原料となる樹皮を剥ぐ行為はそ

れほど大きな問題とは考えられていなかったようである。それゆえ、村の者たちは「御停止木」以外の樹種を利用して、鳥糺の生産・販売をおこなっていたと考えられる。

しかし彦七は、許可を得ない鳥糺生産と販売が、人びとの自分勝手な行為へとつながっており、結果として村内外のヒノキ・サワラの盗伐にまで影響をおよぼしている事態に危機感を覚えた。そのため、彦七は木曾材木奉行へこの状況を伝え、これら生産・販売に対する取り締まりの実施を求めたのであった。

(二) 仕法の策定

これ以後、木曾材木奉行と御山守内木彦七との間で、次第に鳥糺生産の仕法が策定されていくようになる。木曾材木奉行は、この期間中に鳥糺生産が既に許可されていた助左衛門・利左衛門父子を対象にしながら、最初に鳥糺の生産・販売に係る決まりを作成していった。

以下に示すのは、明和四年二月二四日に、木曾材木奉行から内木彦七へ出された通達である。

〔史料五〕⁽²⁶⁾

其村助左衛門・利左衛門於加子母山五ヶ年之間鳥糺仕出度旨願之趣別帳之通申達候処、別紙之通今般相済候、此節利左衛門此方江罷出候付而、右相済候趣申渡候間、別帳申達候書付、済口書付之趣等御自分承知之上、御山本メり火之元等之儀随分入念候様、御自分も助左衛門・利左衛門江可被申渡候、a糺入候樟木本伐之節ハ、御自分江申達候様申渡置候間、相達候ハ、御自分父子之内立合御材木ニ不相成木品

雑木之内ニ而見立、木口印打可被相渡候、

b 一 糶樽出来候ハ、先年木地物箇改候振ニ貫目樽数相改、細目番所江送り書差遣シ此方江も木地之節之通節々可被申越候、且又中津川・苗木領其外細目番所江不拘分ハ是又貫目樽数相改、何程出来何連ノ江何程ツ、持出候との訳具ニ以書付節々可被申越候、運上銀取立候節ハ、右送り書之數ニ引合セ、吟味之上金子都合請負之者ニ為持、此方江可被指越候、猶又此方ニ而御自分被差出候送り書ニ引合セ運上取納候様可致候、

c 一 外々之者糶之木本伐皮剥候儀共堅致間敷儀勿論之儀ニ候得共、去年大分皮剥取候者も有之由ニ候、右糶仕出候付而ハ運上銀指出御為之筋ニ候間、以後右躰之儀無之様致度儀ニ候間、随分被心附候様存候故ハ分而村方之者共江申渡候ニハ不及儀ニ相見候へ共、庄屋共も心を附候様御自分可被申渡置候、

d 一 右仕出場所御自分父子折々見廻り、不メリ或ハ桧類ニ障り候歟、末々御為ニ不宜訳、其外我等共不心附儀等有之、御為欠ヶ候筋無之哉、御自分儀ハ所住居之事候間、精々遂勘考心附候品も有之候ハ、無差扣可被申越候、品ニより右仕出方相止候儀も可有之候、仍之右申達候書付并濟口書付共為承知、写式通指越之候、右書付写ニ候間、被差戻ニハ不及候、以上、

二月廿四日

倉林藤右衛門

日下部兵次郎

内木 彦七殿

e 尚々細目番所へ通り候樽數貫目等ハメリ宜相見候、右番所へ不拘中津川・苗木領江持出候分ハ、番所等無之御自分改計ニ而ハ相読無之

様被存候、勿論御自分被相改候へハメリニ候へ共、譬ハ御自分江五拾樽見セ改請置、外ニ五拾樽御自分江隠し置、右改請候分ニ紛かし持出候へハ、抜荷も可相成物ニ相見候、右メリ附方御自分心附も候ハ、了簡可被申越候、勿論右躰之儀有之間敷事ニ候得共、相読無之候付、了簡相尋候事ニ候、以上、

これによれば、助左衛門・利左衛門が生産を実施するにあたって守るべき事項について記されている。大まかに内容を示すと、糶を入れる樽を作る際に必要となる樹種については、内木彦七・善右衛門父子で御用材とならないような雑木を選定し、木口印を打刻したうで渡すようにすること(a)、黒瀬湊にある細目番所へ送る樽やその他中津川・苗木藩領へ送る樽など、発送するすべての樽数と重さを改め、それに合わせて運上銀を徴収すること(b)、願い出や運上銀の納入がない鳥糞生産と販売は許可しないこと(c)、そして彦七・善右衛門父子は生産場所の見廻りを実施し、何か気になることがあれば申し出るようにすること(d)などが伝えられている。なお、本文最後に追記で中津川・苗木藩領へ送る分については、途中で番所を通過させることがないため、抜荷が発生する可能性があるが木曾材木奉行は述べている。そのため、これを取り締まるに際してどのようなすべきかについても内木彦七へと問い合わせられている(e)。

木曾材木奉行からの通達に対して内木彦七から回答があったのは、五日後の二月二十九日のことであった。彦七は、木曾材木奉行から伝えられた仕法についてはいずれも了解した旨を返答した。加えて、木曾材木奉行からの問い合わせに対しては以下の通り答えている。

(史料六)²⁷⁾

一 細目御番所江通り候樽數貫目等ハメリ宜御座候得共、右御番所江

不拘中津川・苗木領江差出候分ハ御番所等無御座、私改計^三而ハ相読無御座様被思召候、勿論私相改候得ハメリニ御座候得共、譬ハ私江五拾樽見セ改請置、外ニ五拾樽私江隠シ置右改請候分ニ紛かし持出候へハ、抜荷も可相成物ニ相見江候間、右メリ附方私心附之儀も御座候ハ、可申達候、勿論右躰之儀有御座間敷事ニ候得共、相読無御座候付、被仰付候旨承知仕候、

一 宝曆六年同十一巳年迄六ヶ年之間、加子母西股入ニ而木地挽物仕出シ被仰付候節ハ御木口印御渡被為置候付、右箇數改之節箇當木ニ木口印打之、其上送り書相添遣シ申候、右木地挽御引上ケニ相成候節、右御木口印ハ則返上仕候、右齋貫目樽數相改候節も右木地挽物箇數改節之振木口印并焼印等御渡被為置候ハ、右樽蓋底ケ輪ニ焼印仕相渡申候ハ、私相改候境相知レ可申儀ニ奉存候、左候ハ、中津川・苗木領江持出候分も右焼印無御座分ハ為持送不申候様村方江被仰付置候ハ、不メリ之儀も有御座間敷哉と奉存候、

一 右樽貫目樽數等改之儀ハ、当秋迄之儀と相見申候、右改相濟候上細目江之送り書之儀如何相認遣し候可申候哉、木地挽物箇改送り書之振ニ而可然候半哉、御案文被下置候様仕度奉存候、則先年木地挽物送り書写意通相添奉伺候、以上、

二月廿九日

内木 彦七

日 兵次郎 様

倉 藤右衛門 様

彦七によれば、宝曆六年〜同一年の間に、加子母村西股入で木地挽物の生産を実施していた際は、製品に木口印を打っていた。その例に倣い、鳥糞の樽數と重さを改める際にも木口印もしくは焼印などを樽の蓋底や側

近世加子母村における鳥糞生産・流通と仕法形成

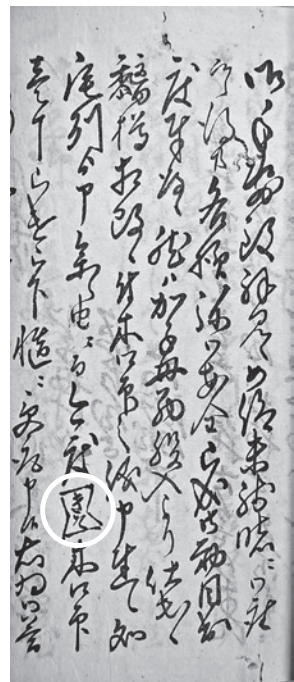


図2 明和4年「亥年中御用状留書」(徳川林政史研究所収集史料388-07)に記されている木口印の打刻図面(丸線部の箇所)

面に打つようにすれば、抜荷の取り締まりになると提案した。加えて、これらの改めが終了した後に細目番所へ送る添付書類についても、前述の木地挽物を発送した際の書式と同じようにして良いか、木曾材木奉行へ伺いを立てている。

なお、添付書類の書式が結局どのようなものかは判然としないが、齋樽に打刻する木口印については後日木曾材木奉行から内木彦七へと送られることになった。しかし、八月八日になってもその木口印が届かなかつたため、彦七は木曾材木役所に改めて問い合わせをしている⁽²⁸⁾。彦七はその際に、先年の木地挽物に使用していた木口印は文字が欠けてしまふなどの問題があったため、「大振成木口印」にしてほしいと併せて願ひ出ている。木口印は八月二〇日に無事到着し、打刻面には「きそ」と記されていた⁽²⁹⁾(図2参照)。

以上のように、明和三年に加子母村で明らかとなった問題を契機として、内木彦七と木曾材木奉行との間で鳥糞生産に際しての仕法が構築されることとなった。これら仕法は、先に挙げた「史料一・三」などをみてもわかる通り、以後の加子母村における鳥糞生産・流通にあたっての基本体

制となつていったことがうかがえよう。

おわりに

本稿では、近世加子母村における鳥糞生産・流通を事例に、村々の森林利用と藩の森林管理との関わりについて考察してきた。近世の加子母村においては、鳥糞を生産するに際して木曾材木奉行に生産場所や出荷数などを願ひ出たうえで生産を開始し、生産の過程ならびに出荷にあたって逐一御山守の検査を受ける体制が敷かれていた。

もちろん、御山守が鳥糞の生産・流通に関与する体制は生産が開始された当初から作られていたわけではなく、⁽³⁰⁾人びとの森林利用の状況に鑑みて次第に構築されていったものであった。近世中期の加子母村では村の者たちによる鳥糞の生産が盛んにおこなわれていたが、それは御停止木以外の樹種を使用していたこともあって、許可を得ずに実施されたものであった。内木彦七は、そのことがいざれ大々的な盗伐にもつながる可能性があることを危惧し、木曾材木奉行とともに鳥糞生産・流通に係る仕法を策定していくようになったのである。

御山守内木家による森林管理に係る職域や体制は、宝暦・天明期の御用材仕出の過程で次第に形成され、三ヶ村における森林管理の主導権を掌握していくようになる。⁽³¹⁾これと同様に、近世中期の加子母村では、村方による森林利用の問題もまた明らかにされ、それに係る仕法の策定や取り締まりの強化が御山守内木家を中心に図られていったと考えられる。但し、このことをより明らかにするためには、同時期の村方による森林利用の動向をより幅広くみながら考察していく必要がある。この点については、今後

の課題としたい。

また、詳細は不明だが、天保期と思われる時期に鳥糞生産の「引合」として大和国吉野郡北山の小瀬村(現奈良県吉野郡上北山村)から新屋平兵衛なる人物が後日加子母村へ参上する旨が記されている史料もみられる。⁽³²⁾これを踏まえると、加子母村では鳥糞生産が重要な産業になっていき、それとともに流通範囲が広がっていったことをうかがわせる。加子母村にとって鳥糞の生産、ひいては林産物生産がいかなる意義を持っていたのか。近世中期以後の加子母村における森林利用の変化や周辺地域への流通展開なども視野に入れ、今後も検討を加えていくことにしたい。

註

- (1) 所三男『近世林業史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年)、脇野博「柚工」(塚田孝編『シリーズ近世の身分的周縁三職人・親方・仲間』、吉川弘文館、二〇〇〇年所収)、同「日本林業技術史の研究」(清文堂、二〇〇六年)、大崎晃「木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四三号、二〇〇九年)、同「近世後期の林業・営農からみた山村の経済危機(中)——信州木曾王瀧村を中心として——」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号〔『金鯢叢書』第四五輯所収〕、二〇一八年)など。
- (2) 太田尚宏「宝暦期における尾張藩の御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』——濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から——」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号〔『金鯢叢書』第四五輯所収〕、二〇一八年)。
- (3) 同前「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」(『国文学研究資料館研究紀要アーカイブズ研究篇』第一四号、二〇一八年)、芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五三号〔『金鯢叢書』第四六輯所収〕、二〇一九年)。
- (4) 杉村啓治「裏木曾三ヶ村と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』、清文堂、二〇〇一年所収)、同「裏木曾三ヶ村の人参栽培と尾張藩社会」(同

前編『尾張藩社会の総合研究』(第二篇)、同前、二〇〇四年所収)、同「尾張藩社会と猛禽類(菓山と鷹)」(同前編『尾張藩社会の総合研究』(第三篇)、清文堂、二〇〇七年所収)など。

(5) 前掲註(2)・(3)太田・芳賀論文、芳賀和樹『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化―御山守の仕事と森林コントロール』(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二〇年)。

(6) 拙稿「内木家文書にみる加子母村の林産物生産―榎木を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五四号『金鯢叢書』第四七輯所収)。

(7) 明和五年「御山方御用并諸事日記」(内木家文書 B 五九一〇五一〇)、八月一五日条など。

(8) 額綱理一郎「鳥糞ノ植物学的研究」(『植物学雑誌』第二八号、一九一四年)などを参照。

(9) 「鳥糞仕出願書留帳」(内木家文書 B 〇九一〇二一〇二)、文政八四年十二月条などを参照。

(10) 太田尚宏「木曾五木」と濃州三ヶ村(徳川林政史研究所編「江戸時代の森林と地域社会」公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇一八年)、五頁などを参照。

(11) 前掲註(9)。

(12) 美濃国加茂郡細目村にあった舟運の拠点。苗木藩領の蔵米やその他紙・塩・糸・炭などを周辺地域から集積して木曾川へ下すにあたって重要な役割を果たしていた。なお、黒瀬湊があった細目村には、尾張藩の役場番所も設けられていた(所三男編『日本歴史地名大系二 岐阜県の地名』平凡社、一九八九年参照)。

(13) 前掲註(3)太田論文、太田尚宏『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化―山村の人・家・つきあい―江戸時代のくらしも生活』①(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二〇年)などを参照。なお、現存する十冊の内訳は、宝暦三年(一七六三)・明和二年(一七六五)・同四年・同六年・同八年・同九年(二月に安永に改元)・安永二年(一七七三)・同四年で、このうち宝暦一三年・明和二年・同九年の三冊は徳川林政史研究所に所蔵されている。

(14) 詳細は拙稿「近世中期における柚頭の活動実態―濃州三ヶ村を中心に―」(徳

川林政史研究所『研究紀要』(『金鯢叢書』第四七輯所収)、二〇二二年)を参照。なお、本文で扱う「日記」のなかに「升旗」と登場することがあるが、これは助左衛門・利左衛門の家の屋号である。

(15) 前掲註(5)芳賀ブックレット、一八頁、二九頁・三二頁参照。

(16) なお、利左衛門らが願いだした五年間のうち、明和六年は彼らが七宗山での御用材生産に従事していたため、その年に鳥糞生産は実施されず、翌年に持ち越しとなった(明和七年「寅年中御用状留」(徳川林政史研究所収集史料三八八―一〇)、五月一八日条。また利左衛門は、明和九年にも改めて鳥糞生産を願っている(同九年「辰年中御用状留」(同前三八八―一二)。

(17) 明和三年「戌年中御用状留書」(内木家文書 B 五八―二〇〇九)、明和二年(三年の誤記カ)正月条。

(18) 同前、三月四日条。

(19) 同前、三月四日条。

(20) 前掲註(7)明和五年「日記」。

(21) 助左衛門・利左衛門には複数の「代人」と呼ばれる者たちがいたようで、これ以外にも茂七、長左衛門などの名前が日記などにはみられる(前掲註(14)拙稿参照)。恐らく、引用史料中に登場する安左衛門もそうした「代人」の一人であると考えられる。

(22) 加子母村の字名の一つ。

(23) 前掲註(17)、十一月二六日条。

(24) 同前、一月条。

(25) 同前、二月二日条。

(26) 明和四年「亥年中御用状留書」(徳川林政史研究所収集史料三八八―〇七)、二月二四日条。

(27) 同前、二月二九日条。

(28) 同前、八月八日条。

(29) 同前、八月二〇日条。

(30) 助左衛門の鳥糞生産に際し、明和四年四月に木曾材木奉行から藩に提出されたと考えられる伺書によれば、加子母村における鳥糞生産は、享保九年

(二七二四) 同一一年に名古屋志水町の源左衛門という者が願い出のうえで実施していたようで、そのときは糞の生産量・運上銀とも少量だったこともあり、明確な仕法が定められていなかったとしている(前掲註(26)、四月条より)。そのことを考慮しても、御山守内木家によって鳥糞生産・流通に係る決まりが明確に定められたのは明和四年以後のことと考える。

(31) 前掲註(2)・(3)太田・芳賀論文、前掲註(5)芳賀ブックレットを参照。

(32) 前掲註(9)、冒頭頁に記載されている。

[付記]

内木家文書史料調査、ならびに史料の閲覧等に際しては、史料所蔵者である内木哲朗氏に格別なご協力とご配慮を賜りました。末筆ながら、記して御礼申し上げます。